金融審議会 スタディグループ御中

資料4

FUJITSU
shaping tomorrow with you

決済をめぐる欧州の動向
～企業財務の観点を中心に～

2014年10月20日
富士通株式会社
第一金融ビジネス本部
南雲　聡

FUJITSU CONFIDENTIAL

Copyright 2014 FUJITSU LIMITED

目次

FUJITSU

SEPA
Single Euro Payments Area

1. SEPAの概要
2. SEPA導入の背景・経緯（SEPA前の送金決済環境、リスボン・アジェンダ、ACH接続）
3. 道具立て（識別番号、送金・振込、引き落とし、クレジット／デビットカード）
4. 企業財務としての利活用（準備作業、メリット・デメリット）
5. 参考とすべき現実（送金手数料の比較、さらなる選択肢）

Copyright 2014 FUJITSU LIMITED

1. SEPAの概要

■“Beyond Theory Into Practice” ～「SEPA第７次進捗報告書」(2010年)の副題より

Copyright 2014 FUJITSU LIMITED

Single Euro Payments Area - 単一ユーロ決済圏

法制度としての枠組み ～ EC (European Commission) :

- EU決済サービス指令
- EC規制 No 924/2009 (前 2560/2001)

ロードマップ :

- 1999 欧州単一通貨「ユーロ」の誕生
- 2000 リスボン・アジェンダ
- 2002 欧州決済協議会(EPC) 設立 ⇒SEPA Initiative
- 2008 SEPA口座振込（SCT: SEPA Credit Transfer）
- 2009 SEPA口座引落（SEPA Direct Debit）
- 2014 ユーロ通貨圏18ヶ国の対応期限
- 2016 EU全34ヶ国の対応期限

EU加盟国 (34):

- EUR 共通通貨ユーロ採用諸国 (18)
- EU ＋ 非ユーロ通貨圏諸国 (10)
- EEA ＋ 欧州経済領域諸国 (3)
- Other ＋ スイス、モナコ、サン・マリノ

特徴 :

- 適用通貨 ユーロのみ利用可
- IBAN/BIC 必須
- XML形式 ISO 20022
- 新フィールド 統一利用

EU政府主導のプロジェクト :

- "… 欧州を、より一層ダイナミックかつ競争力のあるものにしていく …"
- "… 経済成長および雇用創出に焦点を当て …"

- 利用率

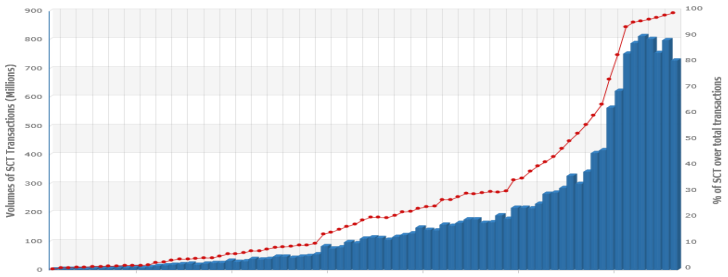

Copyright 2014 FUJITSU LIMITED

トピックス

- Single Euro Payments Area（単一ユーロ決済圏）　※ EC規制 No 924/2009 (前 2560/2001)
  …ユーロ通貨圏全域をひとつのリテール決済圏として統合するプロジェクト。
  国境を挟んだ双方であろうと国境の内側であろうと、支払地・受取地の如何に関わりなく、
  あたかも国内決済のように、同一の基本条件の下に誰もがユーロ通貨を送受信できる決済圏。
- 政府プロジェクト：
  "…欧州を、より一層ダイナミックかつ競争力のあるものとするため…経済成長および雇用創出に焦点を当て…"
- 受取人口座の識別：各国決済コード＆口座番号　⇒ 国際標準に統一 (IBAN & BIC)
- 新しい仕組み：　口座振込 (SCT: SEPA Credit Transfer)
  口座引落 (SDD: SEPA Direct Debit)
  カード取引（クレジットカード／デビットカード：クロスボーダーでの相互互換性）
- 決済に要する期間の短縮：最長で１営業日以内に決済完了
- 移行期日（従来型システムを休止とする期限。～「EU規制 No 260/2012」より）
  2014年　2月　1日：ユーロ通貨圏諸国（例外的に従来システムの利用を継続可）⇒2月の理事会にて8月1日に延期
  2016年10月31日：残りのSEPA参加諸国（従来型システムは廃止。例外なし）

Copyright 2014 FUJITSU LIMITED

決済システム上の変更点

FUJITSU

■統一されたフォーマットと標準
ISO 20022 XML

■新しいデータ項目
IBAN and BIC （従来の口座番号、銀行コードからの置き換え）
*IBAN: International Bank Account Number　*BIC: Business Identifier Code
様々なリファレンス項目と統一された送金情報 (remittance information; 140文字)

■新しい取引コード

■例外処理のための一律の標準とコード

■新しいプロセス
統一された事務処理タイムライン
統一された例外処理のタイムラインおよび規則

Copyright 2014 FUJITSU LIMITED

対象地域

FUJITSU

□ 全EU諸国

□ および …

アイスランド、ノルウエー、リヒテンシュタイン、スイス、
サン・マリノ、モナコ

□ Numbers

- 欧州の34ヶ国が参加;
- 523百万超の市民が SEPA決済を利用可能;
- 4,500超の決済サービス事業者が SEPA口座振込に参画;
- 3,900超の決済サービス事業者が SEPA口座引落(core方式)に参画;
- 3,400超の決済サービス事業者が SEPA口座引落(BtoB方式)に参画

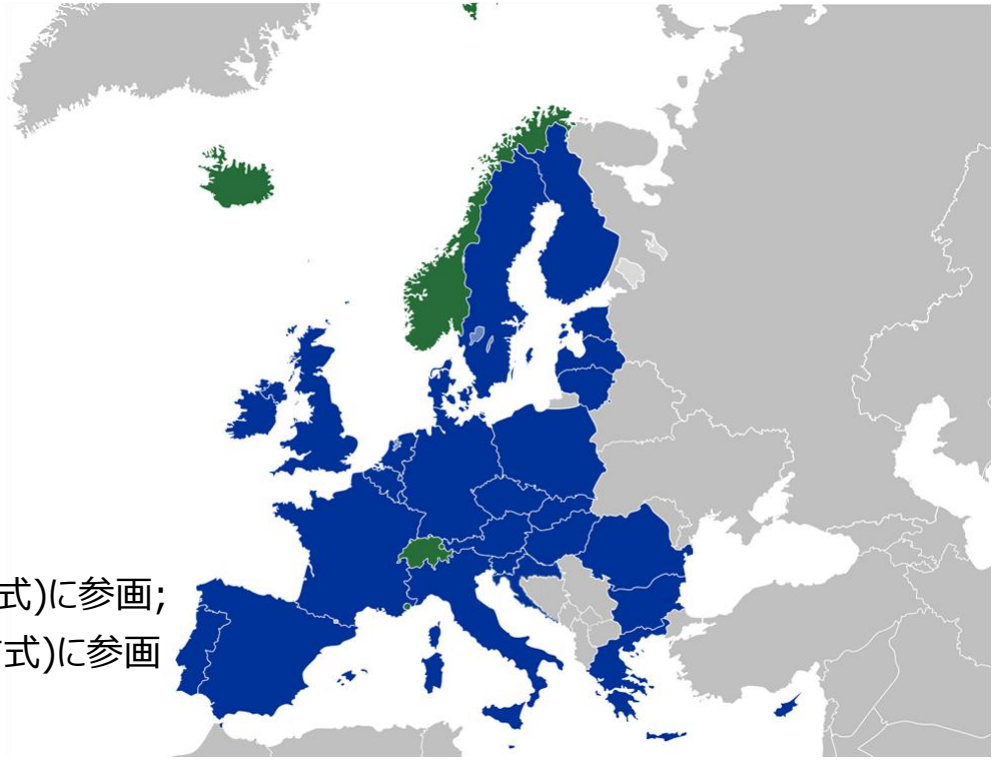

…only € Transactions!

Source：ECB website

Copyright 2014 FUJITSU LIMITED

取引量推移

FUJITSU

- SCT

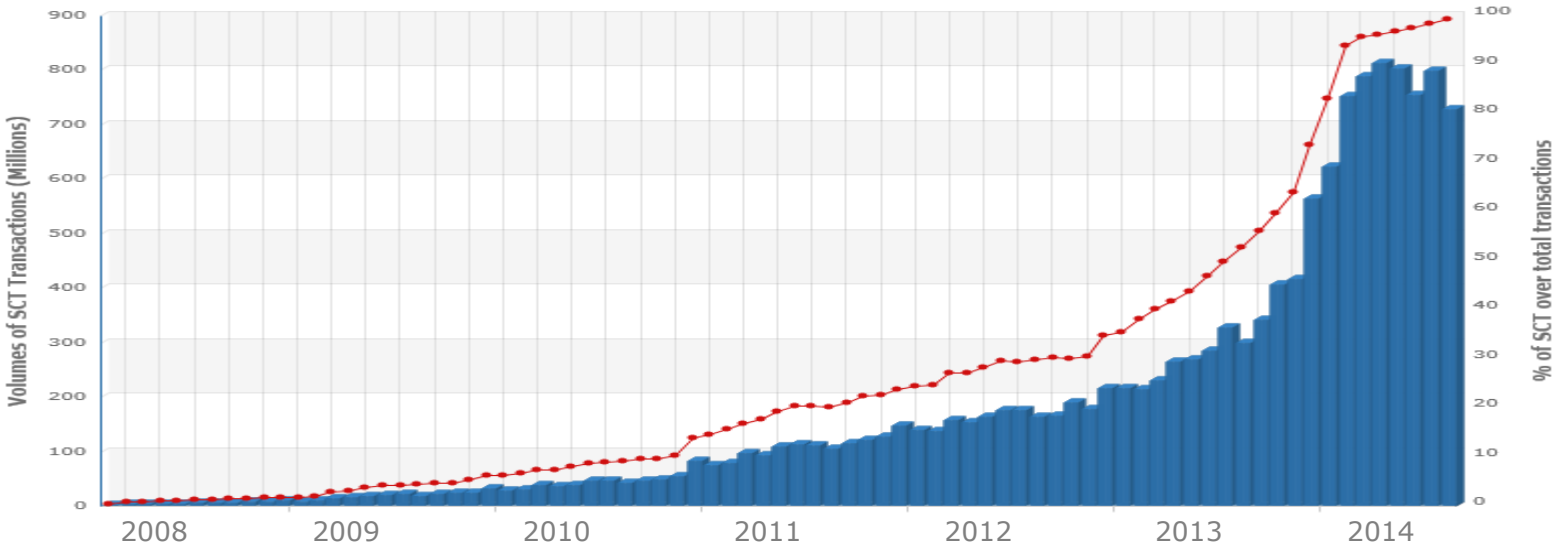

- SDD

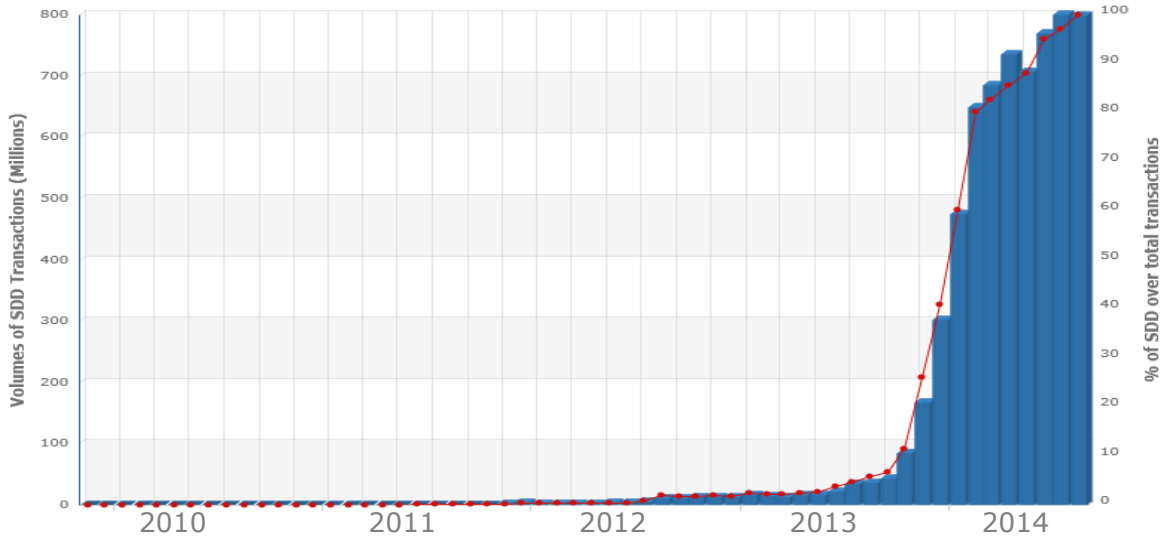

Copyright 2014 FUJITSU LIMITED

EU

SEPAが正式に始動、域内の国際決済簡素化［金融］

欧州連合（EU）で28日、域内の国際決済の簡素化や低料金化を目指す「単一ユーロ支払地域（SEPA）」が正式に始動した。これにより加盟27カ国（およびアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイス）のどこでも、国境を越えたユーロ建ての電子決済が国内と同様に行えるようになる。

EUは加盟国間の対立を経て、2007年3月にSEPAの実現を可能にする「支払いサービス指令（PSD）」を可決した。翌月には欧州議会が同指令を採択、加盟27カ国は2009年11月までの国内法化が義務付けられた。

この日はシームレスで迅速な送金サービスがスタート。国境を越えた振り込みは3日以内に相手の口座に入金されるようになり、従来の最大5日から大幅に短縮される。2012年までには1日となる。

クレジットカードやデビットカードは既に年明けから利便性が増している。加盟国の銀行に口座を持っていれば域内のどの国の現金自動預払機（ATM）からも現金が引き出せるほか、支払いも国内と同様に行える。

ただ国境を越えた自動引き落としについては、技術的・法的問題から実現が遅れている。各行は2009年11月1日までにサービスを開始する必要がある。

新制度をめぐっては、多額の投資が必要なうえに手数料収入が落ち込むことから、金融業界から反発の声が上がっていた。だが欧州委員会は向こう6年で総額1,230億ユーロの経済効果があると主張している。アナリストは消費者や小売店が利便性を実感し始めるのは早くとも2010年ごろになるとみている。

NNA.EU～2008/1/30 記事より

Copyright 2014 FUJITSU LIMITED

2. SEPA導入の背景・経緯

- SEPA以前の決済環境
- リスボン・アジェンダ
- 決済サービス指令
- ACH接続／標準化

Copyright 2014 FUJITSU LIMITED

【ご参考】EU概略

	EU28カ国	日本	アメリカ合衆国	中国
面積（万km²）	429	36.5	915.9	932.7
人口（2012年、億人）	5.07	1.27	3.14	13.43
国内総生産（GDP、2012年、ユーロ）	12兆9,450億	4兆6,398億	12兆2,080億	8兆2,270億

出典： 欧州委員会統計局（ユーロスタット）。中国GDPは欧州委員会通商総局（IMF推定値）。

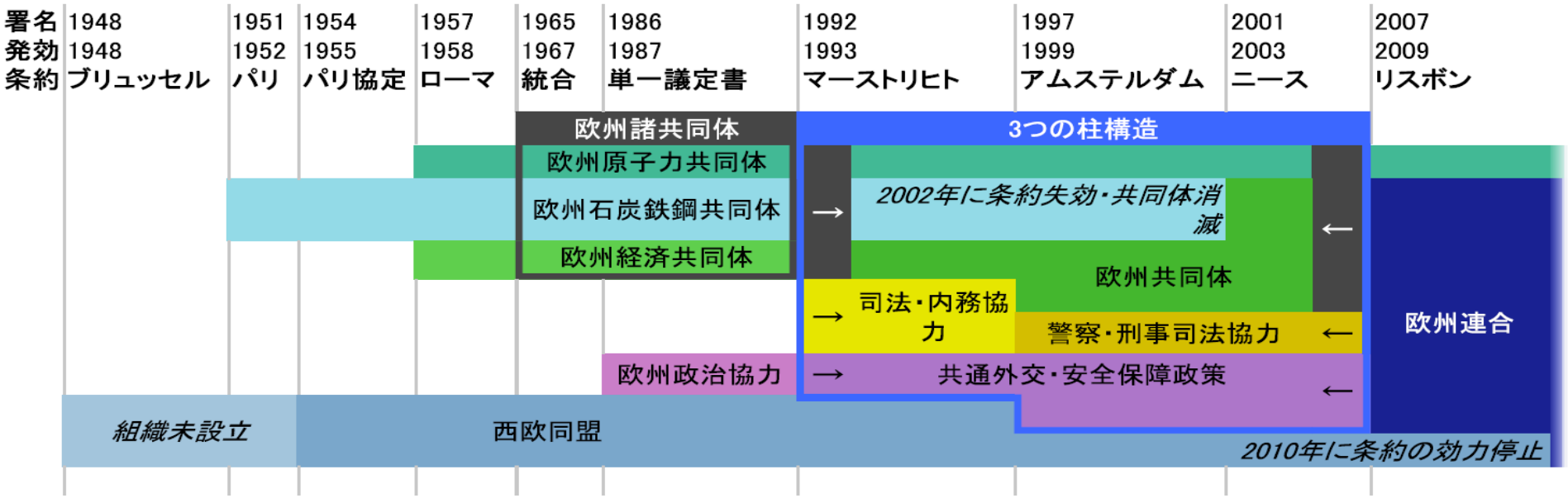

(Source: WikiPedia, 駐日欧州連合代表部)

Copyright 2014 FUJITSU LIMITED

夜明け前 ～ SEPA以前の資金決済環境

FUJITSU

□ 経済情勢

- 経済的低迷と混沌（対米／共同体内部での成長格差・雇用格差の顕在化）

金融制度が企業活動の足を引っ張り、経済成長のブレーキになっていないかという懸念

□ 資金決済環境

- 各国特有の決済システム、銀行業界の慣習および手数料レベル
- 各国で異なるデータフォーマット、データ項目（口座番号やリファレンス情報等）、処理規則
- 各国別に存在する清算システム
- 決済商品利用パターンの相異点
- 税および法的要件における相異点

金融サービス改革の必要性

Copyright 2014 FUJITSU LIMITED

Lisbon Agenda

- 1998: 欧州委員会報告書「金融サービス：行動のための枠組みの構築」
- 1999: 欧州委員会報告書「金融サービス：金融市場のための枠組みの実施：行動計画」(FSAP)
  - 欧州の金融サービスにおける単一市場の構築を推進するための42の基準（下表参照）～いわゆる「リスボン・アジェンダ」
- 2000: 雇用拡大と経済社会改革推進のための特別欧州理事会@リスボン
  - 2010年までに「世界で最も**ダイナミックかつ競争力のある**知識基盤社会の構築」を目指す
  - ３つの政策課題：①持続的な経済成長、②より多くのより良い雇用、③社会的結束の強化
  - FSAPは、リスボン戦略を達成するための重要なファクターとして位置づけられた

成長、雇用、競争促進のためのエンジン

戦略目標1：単一EU ホールセール市場	
《EU 規模の資本調達》	
1	・法的な見直しを通じての目論見書に関する2 つの指令の改善
2	・定例報告書に関する指令の更新
《統合証券市場及びデリバティブ市場のための共通の法的枠組みの確立》	
3	・IDS 第11 条のもとでの企業行為ルールの適用に関する委員会通達
4	・市場阻害行為指令
5	・IDS の改正に関する委員会通達
《上場企業の財務諸表の統一》	
6	・適正会計価値を許容するための第4 次及び第7次会社法指令の修正
7	・EU の会計戦略の改善に関する委員会通達及びその法的なフォロー・アップ
8	・第4次、第7次会社法指令の会計条項の更新
9	・EU の監査慣行に関する委員会の助言
《証券決済におけるシステミック・リスクの抑制》	
10	・決済最終指令の履行
11	・担保のクロスボーダー活用に関する指令
《国境を越えた再構築のための安全で透明度の高い環境の整備》	
12	・提案されたTOB に関する指令の採択
13	・欧州会社法に関する政治的な合意
14	・EU のコーポレート・ガバナンス慣行の見直し
15	・第10次会社法指令の修正
16	・第14次会社法指令
《投資家に役立つ単一市場》	
17	・年金積立金に関する委員会通達
18	・補足年金基金の健全な監督に関する指令
19	・提案されたUCTIS に関する指令についての政治的合意

戦略目標2：開放的で安全なリテール市場	
20	・金融サービスの遠隔販売（非対面販売）に関する指令の提案についての政治的合意
21	・商品購入のための明快で比較可能な情報の成文化に関する委員会通達
22	・情報提供（モーゲージ信用）における最良の慣行を支援するための助言
23	・消費者－事業者間取引に関する取り決めの各国間における差異についての委員会報告書
24	・保健分野におけるサービス及び商品の提供に対する自由度に関する解釈通知
25	・保険仲介指令の修正についての提案
26	・決済にかかわる単一市場についての委員会通達
27	・決済システムにおける詐欺、詐害行為を回避するための委員会行動計画
28	・金融サービスの電子取引に関する委員会のグリーン・ペーパー
戦略目標3：最高レベルの健全性規則及び監督体制	
29	・提案された保険引受業者の清算と整理に関する指令の採択
30	・提案された銀行の清算と整理に関する指令の採択
31	・電子貨幣指令についての提案の採択
32	・マネー・ロンダリング指令の修正
33	・資金調達手段の開示に関する委員会の助言
34	・銀行及び投資会社の資本構成を管理するための諸指令の修正
35	・保険指令に置けるソルベンシー・マージン要件の修正
36	・代案ごとの情報交換を許容するための保険指令及びIDS の修正提案
37	・金融コングロマリットに対する健全性基準の開発
38	・証券委員会の創設
一般目標：望ましい単一市場のための広範な配慮	
39	・クロスボーダー貯蓄商品への投資から生じる利息収入に対する課税を確実にするための指令の採択
40	・ビジネス行為課税に関する1997年12月ｺｰﾄﾞの履行
41	・金融サービス商品への課税の見直し
42	・補足年金への課税に関する委員会の優先事項

Copyright 2014 FUJITSU LIMITED

EU決済サービス指令　（PSD: Payment Service Directive）

FUJITSU

- 基本的な目的：

  各EU加盟国の決済サービス市場を統合し、規模の経済と競争によって決済サービスが一層効率化され、社会全体での決済コストが削減されるような、統一的なEU決済サービス市場を創出すること。

- 特徴

① 適用範囲

② 決済サービス機関（EUシングル・パスポート制度の適用対象）

- 業務範囲：決済サービス、外国為替サービス、資金決済システム運営、付随的な短期資金供与
- 経営管理体制
- 自己資本規制：認可時および恒常的な維持（別表）
- 利用者資金の保護（分別管理）

③ 情報提供義務

④ 無権限取引における損失分担ルール

⑤ 決済期間短縮

- 受取口座への入金日：従来： D+３ ⇒ 2012年1月以降：D+1（送金日の翌日）

⑥ 未実行／瑕疵の際の決済サービス事業者の責任

Copyright 2014 FUJITSU LIMITED

決済サービス指令における自己資本規制

銀行	認可時	原則 500 万ユーロ（銀行指令 9 条）
	恒常	バーゼル II を EU で実施するための指令[131]の規定に基づき、信用リスク、マーケット・リスクおよびオペレーショナル・リスクから計算される所要額[132]
電子マネー機関	認可時	100 万ユーロ（電子マネー指令 4 条）[133]
	恒常	認可時の所要額以上かつ電子マネー発行残高に係る金融負債の現在額または過去 6 ヶ月の平均額（またはその見通し）のうちいずれか高い金額の 2%以上（電子マネー指令 4 条）[134]
決済サービス機関	認可時	業務内容が送金のみの場合は 2 万ユーロ、携帯電話等を用いた決済の代行サービスを含む場合は 5 万ユーロ、それ以外の決済サービスを含む場合は 12 万 5 千ユーロ（決済サービス指令 6 条）
	恒常	認可時の所要額以上かつ以下の 3 通りの計算方法のうち所管当局が選択した方法により算出される所要額以上（決済サービス指令 6～8 条） (A) 前年の総固定費（またはその見通し）の 10% (B) 前年の決済取引総額の 12 分の 1 に、金額逓減的な 4%から 0.5%の範囲の掛け目を乗じ、さらに業務内容に応じた調整比率（業務内容が送金のみの場合は 0.5、携帯電話等を用いた決済の代行サービスを含む場合は 0.8、それ以外の決済サービスを含む場合は 1）を乗じた金額 (C) 前年の粗利益に、10%から 1.5%の範囲の金額逓減的な掛け目を乗じ、さらに業務内容に応じた上記調整比率を乗じた金額

（出典：日本銀行金融研究所・ディスカッションペーパーNo. 2008-J-24）

Copyright 2014 FUJITSU LIMITED

ＡＣＨ接続／標準化

FUJITSU

- ACH: Automated Clearing House
  大量の振込・引落取引をバッチ処理する電子ネットワークで、決済資金の一時預かり／立替も行う。

- 接続要件／接続標準
  - 決済インフラ／金融機関に、ISO20022 XMLベースの標準を義務付け
  - ISO20022対応不可であれば、接続不可とする。(銀行・顧客間は未対応も可)
  - IBAN、BICの利用を義務付け

- 接続モデル
  - PEACH: Pan European Automated Clearing House
    - 1つのACHがEU全域をカバー（現在、EBAのSTEP2のみ)
    - 直接参加メンバー122行、13のACHとリンク
      ⇒ 約4,500行にreachable
    - 国内取引も取り込み
      - イタリア、ルクセンブルク（2006年）
      - アイルランド（2011年10月から）
      - フィンランド（2011年12月）

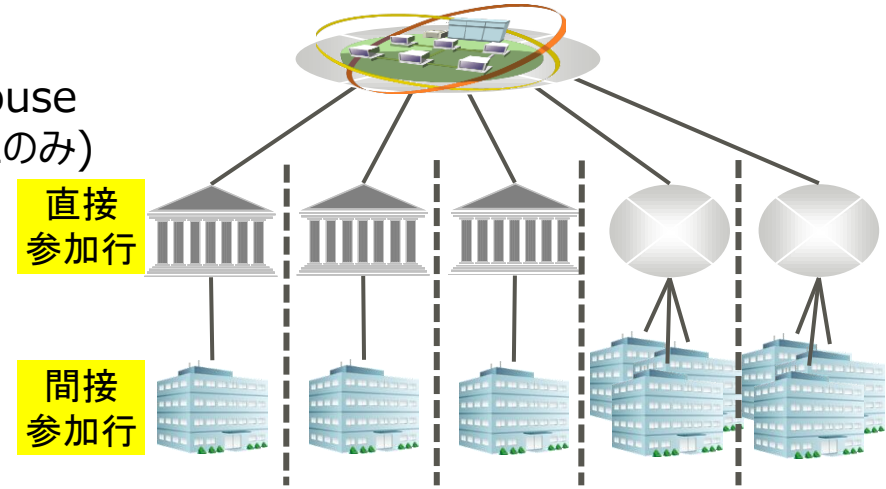

  - EACHA: European Automated Clearing House Association
    - ACH同士の接続により、クロスボーダーのトラフィックを処理
    - 21ヶ国、23ACHが参加。
      オランダの決済サービス業者EQUENS社が取りまとめ
    - 相互リンクのための Interoperability Framework

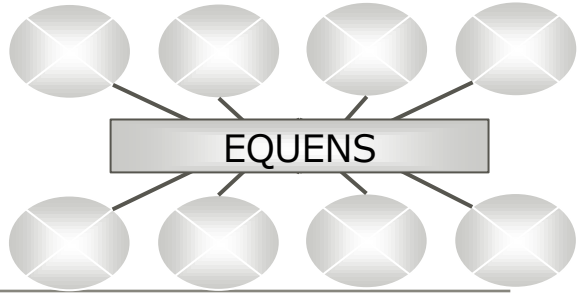

Copyright 2014 FUJITSU LIMITED

3. 決済手段としての特徴

- 識別番号
- 口座振込、口座引落

Copyright 2014 FUJITSU LIMITED

識別番号

- BIC and IBAN
  - ISOに提案された、金融機関の口座番号システム
  - 2016年2月までに、「IBANのみ」の SEPA環境へ移行
    (EU規制 260/2012, いわゆる SEPA規制)
- BIC
  - Business Identifier Code / ISO 9362
  - Example ;　Deutsche Bank : DEUT DE FF 500
    Bank of America : BOFA US 6S

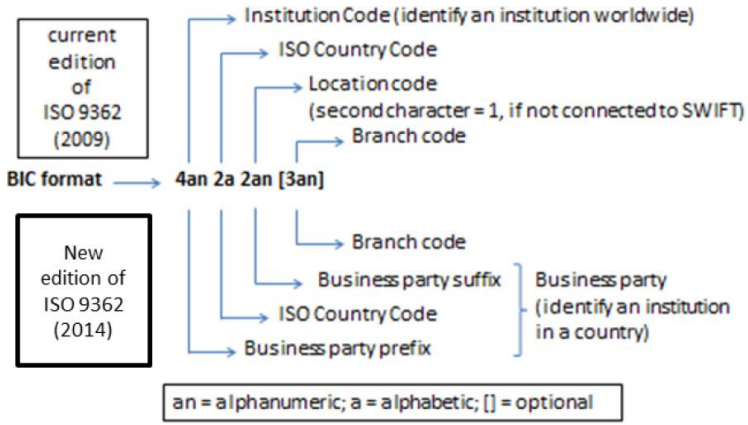

- IBAN
  - International Bank Account Number / ISO 13616
  - 国コード(2桁英字) + チェックディジット(2桁数字) + BBAN (Basic Bank Account Number; 最大30桁英数字)
  - 各国別フォーマット
  - Example ;　Germany : DE 89 37040044 0532013000
    France : FR 14 20041 01005 0500013M026 06
    UK : GB 29 NWBK 601613 31926819

Copyright 2014 FUJITSU LIMITED

送金依頼書の例

口座番号 +
各国別清算コード

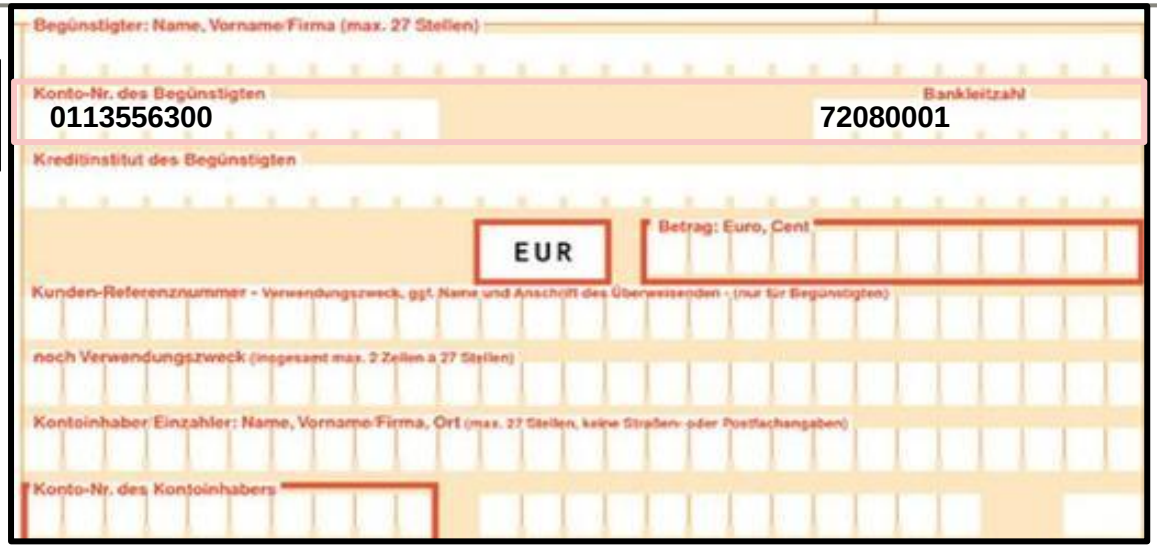

（↑） 従来の送金依頼書（ドイツ国内向け）
（↓） SEPA の送金依頼書

IBAN + BIC

Copyright 2014 FUJITSU LIMITED

SEPA口座振込 (SCT: SEPA Credit Transfer)

FUJITSU

- 送金金額全額を受取人口座に入金する
- トランザクション開始から受取人口座への入金までの最大日数（清算サイクル）：
  - 当初、max. 2 営業日
  - 2012年以降、Max. 1 営業日
- 中央銀行向け報告対象
  - 2010年1月以降、EUR 50k 以上 (EU Reg. 924)
  - ドイツは EUR12,500以上
- **対象外取引**
  - 外貨送金 (EUも同様)
  - 至急扱いの決済

Copyright 2014 FUJITSU LIMITED

SEPA口座引落 (SDD: SEPA Direct Debit)

FUJITSU

- “Core” Direct Debit
  - 8 週間の払戻権付き
  - 支払人側銀行によるマンデート・チェックは任意
- “B2B” Direct Debit
  - 企業間のみで使用可能
  - 小規模企業は除外可能 ～ 各国にて決定
  - 払戻権無し
  - 支払人側銀行によるマンデート・チェックは必須
- 付加的データ項目:
  - 一意なマーデート番号
  - 受取人の識別番号
- 統一された例外規則と処理日程

Copyright 2014 FUJITSU LIMITED

SEPA口座引落の期日管理 (Deadlines)

Core SDD		B2B SDD	
D-14 暦日:	受取人は金額と期日を事前通知する（ただし、その他の日程が約定されていない場合～例えば包括契約において）	**D-14 暦日:**	受取人は金額と期日を事前通知する（ただし、その他の日程が約定されていない場合～例えば包括契約において）
D−5 営業日	初回または一回限りのSDDを提出する	**D−1 営業日**	一回限りまたは初回、2回目以降のSDDを提出する
D-2 営業日	2回目以降のSDDを提出する		
D	SDD期日 = 支払人の支払日 = 銀行間の最終清算日 (settlement date)	**D**	SDD期日 = 支払人の支払日 = 銀行間の最終清算日 (settlement date)
D+5 営業日 (D+2 in Germany)	銀行による取引報告の最終日	**D+2 営業日**	銀行による取引報告の最終日 <u>払戻権無し</u>
D+8 週	承認済みトランザクションの払戻期日の最大範囲		
D+13 月	未承認トランザクションの払戻期日の最大範囲		
D+36 月	最終SDD提出の36カ月後にマンデートは期限切れとなる	**D+36 月**	最終SDD提出の36カ月後にマンデートは期限切れとなる

Copyright 2014 FUJITSU LIMITED

4. 企業財務としての利活用

■財務業務の高度化に向けた視点
■導入準備作業

Copyright 2014 FUJITSU LIMITED

企業財務業務の高度化に向けて

・・・ SEPAを徹底活用 ・・・

- 銀行口座の数を減らす
- グループ内の決済プロセスを統一させる
- 企業内銀行やペイメントファクトリーの性能向上を支援する
- Treasury Management Excellence をさらに進歩させる

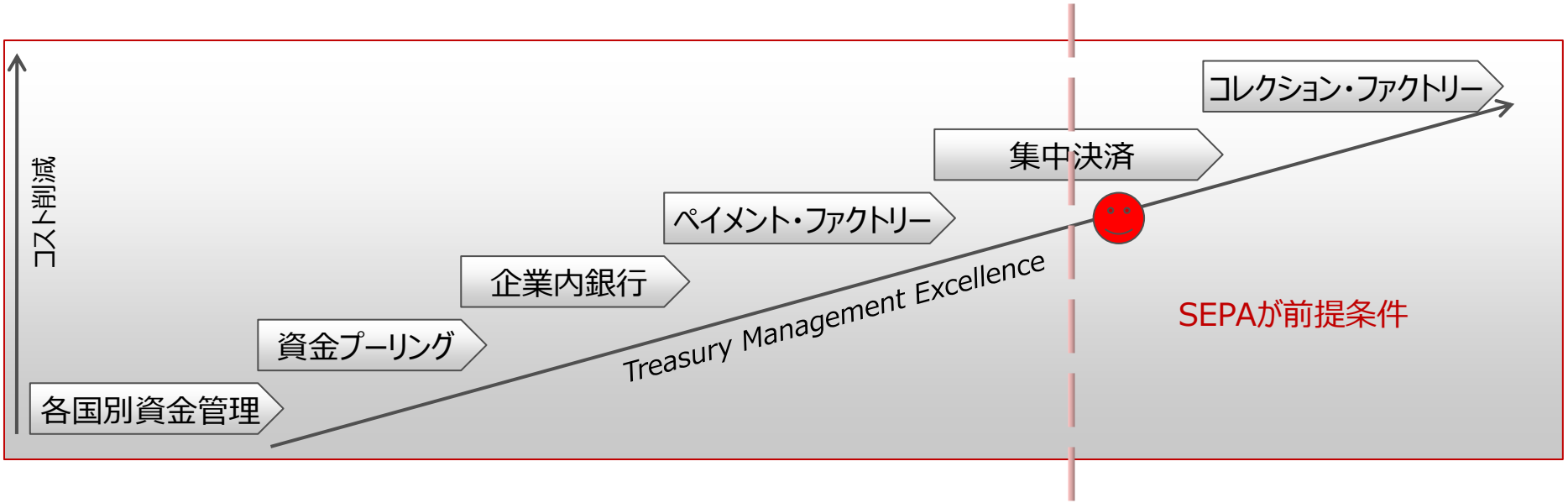

Copyright 2014 FUJITSU LIMITED

企業財務の視点　～　SEPA構想公表時の期待

FUJITSU

- コーポレートユーザーにとって便利な機能を積極的に取り込もうという思想が背後にある印象。
  以下のようなメリットが享受できるものと理解。

  1. SCT (SEPA Credit Transfer)
     クロスボーダー送金の手数料が引き下げられる。（急を要しなければ国内送金と同等）
  2. SDD (SEPA Direct Debit)
     Direct Debit が取り入れられて、自動引落による債権管理が可能になり、
     顧客送金指示ミスによる回収遅延が減る。
  3. 送金情報 (Remittance Information; 140 chars)
     電子インボイスの取り込み／EIPP(*)との連携を想定。
     → ペーパーレス化や売掛金回収記帳事務の効率化に寄与する。

(*EIPP: Electronic Invoice Presentment & payment
電子インボイスの発行～送付～受領～支払までの一連の過程を支援する仕組み)

Copyright 2014 FUJITSU LIMITED

企業財務の視点 ～ ドイツの関連会社(FTS)の実感

FUJITSU

- SEPAは、欧州やSEPA圏における決済インフラをより良くかつ調和されたものとし、企業の利益に対しても多大な貢献をした。
- しかしながら、これまでの導入過程においては、ECによるコミュニケーションが、明瞭性、迅速性、確実性の点でいくつかの課題を残した。 特に、何年もの間、国内の清算システムの終了期日が固まらなかった所為で、多くの企業にとってSEPA対応プロジェクトは規制の重荷としか見えず、プロジェクト予算の割り当てになかなか踏み切れなかった。それゆえ、多くの会社でスタートが遅れ、移行期日が正式に設定された後、期日どおりの作業完了に支障をきたした。
- 期日どおりの移行を完遂した会社といえども、SEPAがもたらす優位性による利益を移行と同時には得ていない。
  また、その他の関連する有益なプロジェクト（例えば、企業内銀行の実装、ペイメント・ファクトリーの簡易導入、銀行口座の統合、銀行契約の再協議、等々）を保留にしていたので、早速、それらのことに着手しなければならない。
  さらに、今後、SEPA移行に要した投資の見返りを得るために、恩恵を得られそうな点を探そうとしている。
- SEPAの背後にある基本的なアイデアのひとつは、決済オペレーションにおける各国の相異点を捨て去ることであり、SEPA圏にまたがる決済プロセスを完全に統一することである。
  しかし、残念ながらこれは部分的にしか達成されていない。中央銀行向けの報告については、未だ各国ルールが残っているし、同様に、 SEPA 決済のXML フォーマットには各国別サブセットが残っている。
  多国籍企業にとって、中央銀行向け報告要件が完全に統一または廃止されることや、企業・銀行間のコミュニケーション・フォーマットが単一の標準になることこそが、オペレーショナル・エクセレンスの達成や銀行向け費用の削減の点から見て、より優れた施策となろう。
- SEPAの統一度合いは、さらに高度なものとなるべきであり、正式な移行期日・終了期日は、固定され、かつより早期に、より明瞭に伝達されるべきである。

Copyright 2014 FUJITSU LIMITED

【ご参考】導入準備作業 ～ プロジェクト・タスク

FUJITSU

プロジェクト・タスク
完了期日：2014年1月2日

1

資金決済に関わるトランザクションを管理するためのERPやその周辺システムのマスターデータ変更
※全ての顧客、取引先、従業員の IBAN & BIC

2

SDDのための
マンデート管理ツール (MMT: Mandate management tool for SEPA core DD)
※紙ベースおよびデジタルベース (e-Mandates)のアーカイブを含む

3

SEPAの影響を受ける全ての国、システムおよび業務プロセスの識別と必要作業の明確化

(* ERP: Enterprise Resource Planning 企業活動の全体を管理する基幹システム)

【ご参考】導入準備作業 ～ プロジェクト・スケジュール

※ 移行プロジェクト開始時の資料より

FUJITSU

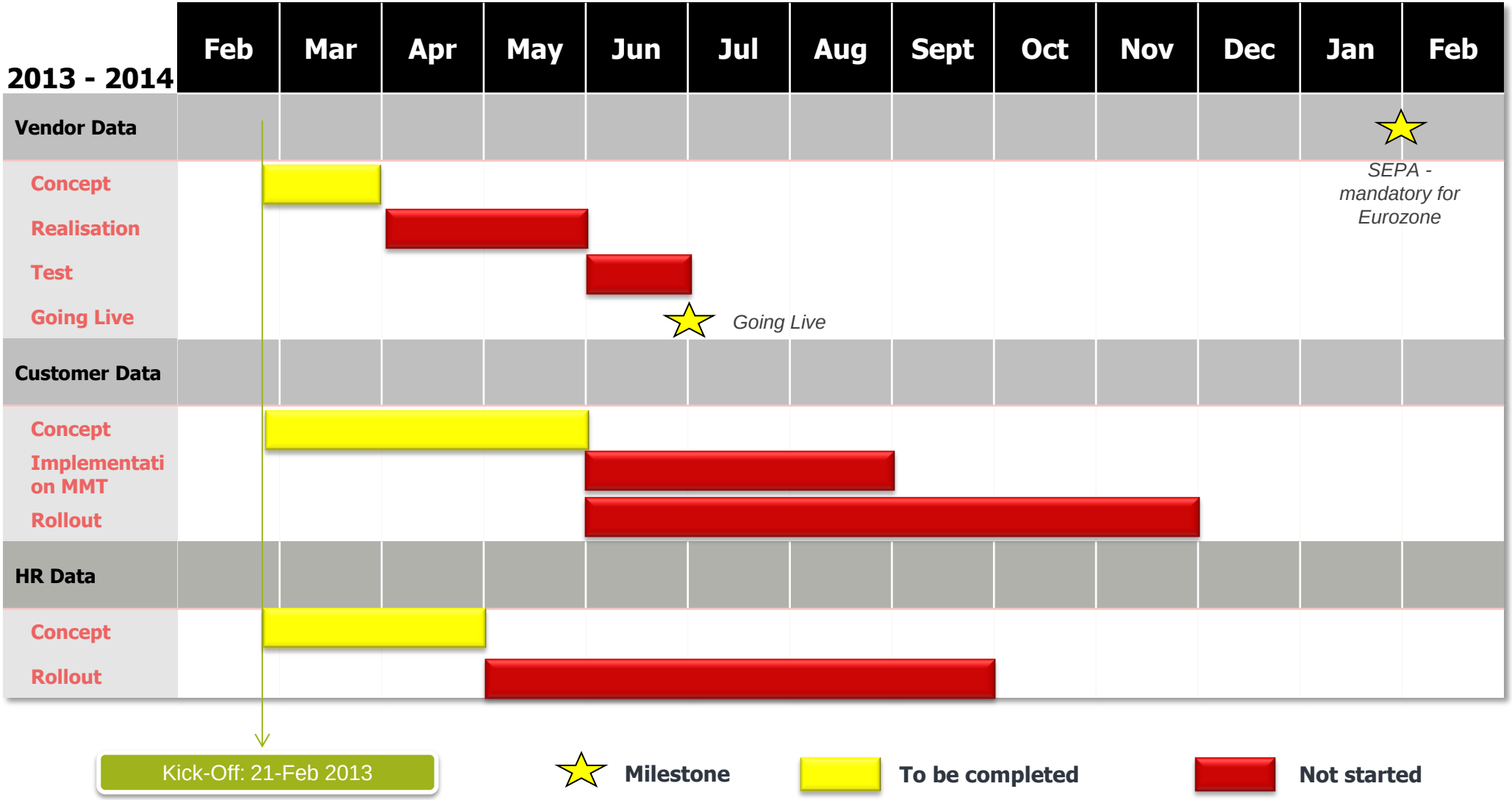

5. 参考資料

■送金手数料の国際比較
■さらなる選択肢

Copyright 2014 FUJITSU LIMITED

【参考】SEPAの効用 ～ 送金手数料の例

FUJITSU

※ Euro圏内は国内と同様の送金手数料

送金手数料の例 （単位：ユーロ、1件当たり）

銀行： 通貨：	欧州系銀行の例 EUR		米国系銀行の例 USD, JPY	
	手数料	受取人銀行着金日	手数料	受取人銀行着金日
ドイツ国内向け送金 ～ 通常扱い	0.04	D+1	N/A	N/A
ドイツ国内向け送金 ～ 至急扱い	2.50	D+0	N/A	N/A
SEPA payment	0.04	D+1	N/A	N/A
圏外送金 ～ 通常扱い	5.00	D+1	N/A	N/A
圏外送金 ～ 至急扱い	5.00	D+0	4.00	D+0

Copyright 2014 FUJITSU LIMITED

【参考】送金手数料のグローバル比較（総金額 USD 200 換算での料率）

FUJITSU

- G20 諸国における総平均(%)

	2008	Q1 2009	Q3 2009	Q1 2010	Q3 2010	Q1 2011	Q3 2011	Q1 2012	Q3 2012	Q1 2013	Q2 2013	Q3 2013	Q4 2013	Q1 2014	Q2 2014	Q3 2014
Australia	-	-	13.98	14.38	13.57	15.21	14.82	11.02	10.84	11.07	10.21	10.19	9.12	9.80	9.60	8.88
Brazil	-	-	15.42	15.25	7.12	6.31	11.12	13.00	5.88	8.66	6.35	5.94	9.65	6.35	4.24	5.26
Canada	14.00	13.28	11.07	10.18	10.90	10.31	11.87	11.08	10.06	11.03	11.09	10.97	10.79	10.31	9.50	9.31
France	10.92	11.50	11.15	10.04	8.95	8.76	11.63	11.78	11.68	10.72	10.96	10.48	10.43	10.91	10.65	10.74
Germany	14.07	13.53	12.71	11.85	12.67	10.98	12.64	11.16	10.94	10.16	9.62	9.01	9.31	8.37	8.03	7.76
Italy	10.03	7.36	8.21	8.11	7.87	7.57	8.18	7.88	7.47	7.64	7.31	7.42	7.28	7.06	6.70	6.83
Japan	15.33	18.24	19.06	17.34	16.16	17.54	16.84	15.70	16.32	16.66	18.31	16.57	15.73	14.36	14.00	13.74
Korea	-	-	-	-	8.84	8.28	6.36	6.73	6.65	5.49	6.20	6.43	6.08	5.98	5.99	6.00
Russia	3.22	2.42	2.99	2.54	2.52	2.88	2.68	2.43	2.42	2.43	2.34	2.43	2.44	2.16	1.92	1.83
Saudi Arabia	15.91	16.48	15.03	14.76	14.60	18.29	17.73	18.77	20.56	20.72	20.69	19.29	18.16	19.80	19.56	19.54
UK	10.26	10.27	9.05	8.29	8.07	8.33	7.73	7.93	7.88	7.96	7.69	8.40	8.38	7.86	7.80	7.56
USA	6.90	7.21	7.06	7.57	7.14	6.67	6.93	6.91	6.80	6.75	6.65	6.42	6.18	5.80	5.78	5.92
G8	10.26	10.32	8.80	8.37	8.40	8.36	8.53	8.49	8.31	8.53	9.19	8.44	8.20	7.73	7.54	7.49
From G20	9.23	9.07	9.49	9.04	8.92	9.11	9.19	8.98	8.87	9.12	9.52	8.72	8.16	8.31	8.12	7.98
Global	**9.81**	**9.67**	**9.40**	**8.72**	**8.89**	**9.02**	**9.30**	**9.11**	**9.00**	**9.05**	**8.88**	**8.93**	**8.58**	**8.36**	**8.14**	**7.90**

* Source: The World Bank “Remittance Price Worldwide” 11 Sep. 2014

Copyright 2014 FUJITSU LIMITED

さらなる選択肢 ～ IPFAを活用した国際ACH連携

- IPFA: International Payments Framework Association (Framework: 二者間合意のための標準的枠組み)
- ISO20022を活用した "Low Value Payment" に特化 ⇒**バルク送金**。圧倒的な低コスト、但し３営業日後。
- 国際送金の標準化と、ACH間（または銀行間）のリンクにより、海外送金の効率化を目指すプロジェクト。
- メンバー: 欧米の主要ACH、大手銀行、決済サービス業者、等々　　〔米Fedと欧Equensが主導〕
- 対応通貨: 米ドル、欧ユーロ、英ポンド、スイス・フラン、ブラジル・レアル、メキシコ・ペソ、カナダ・ドル、南ア・ランド
  （追加中）インド・ルピー、中国・元、ニュージーランド・ドル、シンガポール・ドル

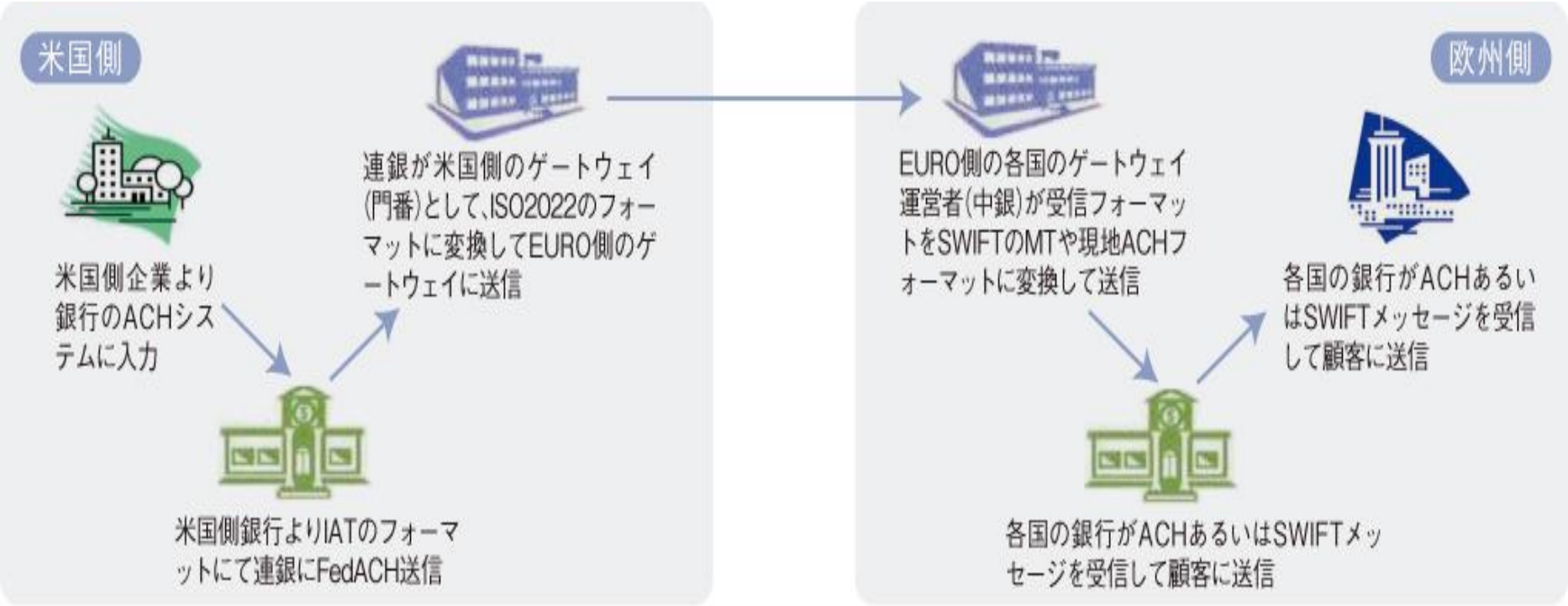

Copyright 2014 FUJITSU LIMITED

【ご参考】ACHの相互乗り入れが予定されている地域

出展：日本CFO協会発行「CFOFORUM 第39号（2011年12月号）」

Copyright 2014 FUJITSU LIMITED

FUJITSU

shaping tomorrow with you